

奈良県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、平尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	杉本 吉正	北葛城郡広陵町大字平尾一八九	
〃	竹村 邦雄	〃	一六五
〃	堀川 季延	〃	六八四―二
〃	北村 介則	〃	六二六―四
〃	杉本 國嘉	〃	一三八
〃	村本 佳宜	〃	五六五
〃	西嶋 健司	〃	二一四
監事	堀川 秀治	〃	七二六―三
〃	西嶋 隆	〃	二一〇―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	北村 介則	北葛城郡広陵町大字平尾六二六―四	
〃	杉本 吉正	〃	一八九
〃	堀川 季延	〃	六八四―二
〃	杉本 國嘉	〃	一三八
〃	村本 佳宜	〃	五六五
〃	堀川 晃司	〃	二二七
〃	平井 直樹	〃	五一四―三
監事	西嶋 隆	〃	二一〇―一
〃	西嶋 健司	〃	二一四